

男鹿市広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の保有する資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することによって、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の保有する資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報及びその他の印刷物等

イ 市のホームページ

ウ 市の財産

エ その他広告媒体として活用できる市の資産

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告掲載の基準)

第3条 市長は、広告掲載の公平性及び中立性を保つため、広告掲載の基準を別に定める。

(広告掲載する広告媒体の選定)

第4条 広告掲載する広告媒体は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格及び掲載位置等は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

(広告の募集等)

第6条 広告の募集及び選定の方法並びに広告掲載料又は収入予定価格については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて市長が別に定める。

(広告掲載の申請)

第7条 広告掲載しようとする者（以下「申請者」という。）は、広告掲載申請書（様式第1号）に広告の原稿を添えて、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第8条 市長は、広告掲載の可否の決定にあたっては、第3条に定める基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、申請者に対し広告掲載決定通知書（様式第2号）をもって通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 申請者は、市長が指定する期日までに当該広告掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができるものとする。

(1) 申請者が、指定された期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(2) 広告掲載の決定後に基準に反する事実が判明し、又は生じたとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載を取り消したときは、広告掲載決定取消通知書（様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(掲載料の還付)

第11条 すでに納付された広告掲載料は還付しない。ただし、申請者の責めに帰さない理由により広告掲載できなくなったときは、この限りでない。

(広告審査委員会)

第12条 第8条第1項に定める審査を行うため、男鹿市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって組織する。

3 委員長は、副市長をもって充てる。

- 4 副委員長は総務企画部長をもって充て、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は企画政策課長、財政課長、生活環境課長、観光課長、学校教育課長をもって充てる。
- 6 委員長は、必要に応じ、広告媒体及び審査する広告の内容に関する事項を所管する課等の長を、臨時の委員として加えることができる。

(会議)

- 第13条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員長及び委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
 - 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - 4 委員長は、当該広告媒体を所管する課等の長及びその他必要な者に、会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
 - 5 委員長は、会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるときは、持ち回り審査に付することができる。
 - 6 委員長は、会議が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

- 第14条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

- 第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月11日から施行する。

この要綱は、平成19年6月5日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。